

本会議から付託された案件 14 件、請願 1 件、継続審査となっていた請願 1 件、陳情 2 件を審査するため、6 月 13 日に厚生委員会を開催しました。

なお、付託された請願 1 件（請願第 2 号「総社市内の保育における障がい児の受入れに関する請願書」）については、請願の内容が総務文教委員会にも該当するため、総務文教委員長からの申出により連合審査会を開催しました。

さらに、付託案件の審査終了後、本委員会が所管する事務事業の調査を次のとおり行いました。

● 議案第 48 号 総社市の特定の事務を取扱う郵便局の 取扱い事務の一部変更について ●

～内容～

住民基本台帳法等の改正により、外国人登録原票記載事項証明書の交付が廃止されることに伴い、阿曾郵便局で戸籍の証明書等の交付が受けられるよう平成 15 年 6 月に本市と郵便局株式会社との間で締結している協定書の一部を変更しようとするもの。

～結果～

特に質疑、討論もなく、全員一致で原案を可決すべきであると決定。

● 議案第 49 号 総社市手数料条例及び総社市印鑑登録及び証明に関する条例の一部改正について ●

～内容～

住民基本台帳法の一部改正及び外国人登録法の廃止により、外国人登録制度が廃止され、外国人住民においても住民基本台帳に記載されることとなったことに伴い、関係条文の整備を行おうとするもの。

～結果～

次のような審査の結果、全員一致で原案を可決すべきであると決定。

問：外国人登録の証明件数は、年間どれくらいあったのか。

答：1 年間で約 300 件程度あった。

● 議案第 50 号 総社市ひとり親家庭等医療費 給付条例等の一部改正について ●

～内容～

ひとり親家庭等に対する医療費の給付について、給付の終期の定義の明確化を図ること及び受

給資格に係る判定に経過措置を設けることに伴い、関係条文の整備を行おうとするもの

～結果～

特に質疑，討論もなく，全員一致で原案を可決すべきであると決定。

● 議案第 51 号 総社市心身障害者医療費給付条例の一部改正について ●

～内容～

心身障害者に対する医療費の給付について、給付資格者及び終期の定義の明確化を図るため、関係条文の整備を行おうとするもの

～結果～

特に質疑，討論もなく，全員一致で原案を可決すべきであると決定。

● 議案第 53 号 平成 24 年度総社市一般会計補正予算（第 1 号）のうち、本委員会の所管に属する部分について ●

～内容～

県が給付していた 18 歳未満の重度障害者に係る療養介護給付費を市が給付することになったことによる扶助費の増額、介護保険特別会計への繰出金の増額、本市中学生による子ども議会の議員が、東日本大震災の被災地の行政視察を行う経費の増額及び、新たに設ける一般廃棄物最終処分場の設計に要する設計委託料の増額などの補正予算

～結果～

次のような審査の結果全員一致で、原案を可決すべきであると決定。

～質疑～

問：子ども議会の視察参加者の内訳はどうなっているのか。
答：子ども議員 17 名 教諭 4 名 教育委員会職員 1 名 子ども課職員 1 名の計 23 名となっている。
問：こども議員の選出基準はどうなっているのか。
答：各中学校の生徒数による案分で決定した。
問：一般廃棄物最終処分場の設計等委託料に関する業者決定はどのような方法で行う予定なのか。
答：入札によって業者を選定する。
問：生活保護のケースワーカーを 1 人増員したとのことだが、それで十分対応できる

のか。

答：ケースワーカー1人当たり80世帯という基準があり、基準は満たすことになる。

問：一般廃棄物最終処分場の環境調査を行う対象面積はいくらか。

答：55,000平米程度を考えている。

問：地方債の利率は現実ではどれくらいか。

答：種類・条件によって多少は変わってくるが、概ね1%前後で推移している。

問：障害福祉費 療養介護給付費は市が業務を代理するのか。

答：代理ではなく法によって市が行うことになる。財源は国1/2 県1/4 市1/4となっている。従来は障害の原因が18歳未満で起きたか18歳以後であったかによって法律上県の仕事、市の仕事となっていた。24年度からは原因が何歳の時ということは関係なく18歳以上は自立支援法の方で市がすることに変わった。

● 議案第54号 平成24年度総社市介護保険 特別会計補正予算（第1号）について ●

～内容～

介護保険制度の改正に伴う電算システム改修に要する経費の増額などの補正予算

～結果～

次のような審査の結果全員一致で、**原案を可決**すべきであると決定。

～質疑～

問：電算システムは、最初に導入した業者へずっと委託するようになり、他の業者からも見積を徴することも難しいと思う。値段の設定は言いなりか、市からの希望も言えるのか。どちらが主動力を握っているのか。

答：改修のための委託料の支払いの相手方は、システムを組んだ業者になる。国保連合会とのやり取りが関係してくるので、市独自でと言うことにはならない。金額については、現在交渉しており、業者からの見積もりに対して予算を要求しているところで、中身については幾分でも下げてもらうよう要求しているところである。

問：電算に要した経費が莫大な額になっている。専門的な職種を置くことを考えてはどうか。

答：選択肢の一つかもしれない。市独自で開発することは逆に経費がかかる場合もある。全国的に統一されたものを利用することもあるでしょうから、ご意見はご意見として、研究もしてみたい。

● 意見第3号から意見第6号 人権擁護委員の候補者の推薦に関する意見を求めることについて ●

～内容～

本市推薦の人権擁護委員4名の任期が本年9月30日で満了することに伴い、後任の候補者を推薦しようとするもの

～結果～

全員一致で推薦に同意すべきであると決定。

■ 請願第2号 総社市内の保育における障害児の受入れに関する請願書について ■

～請願内容～

- ・ 障害児の保育所への入所を認めること。
- ・ 学童保育のように幼稚園・保育所（無認可を含む）へ障害児受入れ加算制度の創設すること。
- ・ 年度途中であっても幼稚園・保育所に必要に応じて加配の教諭・保育士を配置できるようにすること。

～連合審査会での質疑～

請願の内容が総務文教委員会にも該当するため、総務文教委員長からの申出により連合審査会を開催し

- ・ 就学前の障害児の受け入れは、はばたき園が行うべきであり、親が働いている家庭の子どもを受け入れが困難である現実は、はばたき園の受け入れ態勢に問題があるのではないか。
- ・ 保育園・幼稚園の現状での障害児の受け入れ態勢はどうなっているか。などの質疑がなされました。

～結果～

連合審査会での質疑を行った後、厚生委員会において審査を行い「請願の趣旨は理解できるが、市としては既に請願項目については以前から取り組んでおり体制は整っている。また、保育園においては待機児童がいない状態であれば受け入れは可能である。」との理由から全員一致で趣旨採択すべきであると決定。

■ 請願第1号 人権侵害救済法案に反対する意見書提出についての請願書 ■

～平成24年2月議会において継続審査となっていたものです。～

～請願内容～

「人権侵害救済法」の国会提出に反対する意見書の提出を求める。

～結果～

法案の内容がまだ国から示されていないため、引き続き**継続審査**することとした。

■ 陳情第3号 年金受給資格期間の10年への短縮を求める陳情書 ■

～平成24年2月議会において継続審査となっていたものです。～

～陳情内容～

年金受給資格期間25年の10年への短縮を早急に法案化することを求める意見書を採択し、関係各機関に提出する。

～結果～

期間の短縮は必要であるが、現状では財源確保が困難であり、国の動向を見守る必要があるため**継続審査**することとした。

■ 陳情第4号 消費税によらない最低保障年金制度の創設を求める陳情書 ■

～平成24年2月議会において継続審査となっていたものです。～

～陳情内容～

財源を消費税に求めない最低保障年金制度の1日も早い実現を求める意見書を採択し、関係各機関に提出する。

～結果～

財源を消費税に求めない最低保障年金制度は現実として不可能ということから、起立採決の結果**不採択**とした。

6月13日に厚生委員会を開催し、所管する事務事業の調査を次のとおり行いました。

● 総社市新生活交通「雪舟くん」の状況について ●

～内容～

雪舟くん導入後1年を経過したことにより次の6項目の見直しを行っており、見直し後2ヶ月経過した時点では、いずれの項目についても利用はあったが、2ヶ月という短期間で判断できるものではなく、半年から9ヶ月程度の長い期間での様子を見ながら更なる利便性の向上に努めたこととの状況が報告された。

- 1 7時30分からの受付を月曜日に限って7時から予約の予約が可能
- 2 雪舟くんの利用者へタクシー料金50円を助成
- 3 運転免許証の自主返納者への雪舟くんの無料利用券を交付
- 4 共通エリアの拡大
- 5 シルバーカーの持込が可能
- 6 応援車両の導入

● 平成23年度国民健康保険特別会計の決算見込みについて ●

～内容～

国民健康保険会計は、当初2.4億円の赤字決算を見込んでいたが、国保税、社会保険診療報酬支払基金からの交付金、国の特別調整交付金等が当初の見込みより多かったため23年度単年度収支で約328万円の黒字となった。しかし、国保会計の仕組みは年度ごとに完結するものではなく、過年度の療養費が後年度で精算されるため、24年度には22年度以前の療養費1億5千万円を返金しなければならないことや、医療費は年々増加していることなどから依然厳しい状況に変わりはない。26年度までは、今回の国保税の見直しや基金の取り崩しでなんとか運営は可能と思うが、その後は、広域化も含めて見直しを余儀なくされる状況である。